

# 青森県報

第二千七百八十号

平成十九年  
五月十六日  
(水曜日)

## 規 則

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十号

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (商工政策課) … 一  
青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条  
例の施行期日を定める規則 (建築住宅課) … 二

### 目 次

都市計画事業の認可 (都市計画課) … 二

漁船保険付保義務の発生 (下北地域  
県 民 局) … 三

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出 (経営支援課) … 三

出先機関 (同) … 四

土地改良区の役員の就任及び退任 (三八地域  
県 民 局) … 四

土地改良区の役員の住所変更 (西北地域  
県 民 局) … 五

土地改良事業の工事の完了 (同) … 五

### 公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (会 計 課) … 五

右 (同) … 六

を次のように改正する。  
青森県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年二月青森県規則第九号)の一部

第一条中「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)を「独立行政法人中  
小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)に、「中小企業構造の高度化」  
を「中小企業者その他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活  
性化」に、「中小企業の振興」を「中小企業者の事業活動の活性化」に改める。

第二条中「中小企業総合事業団法施行令(平成十一年政令第二百三十三号)を「独立行  
政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)に、「第三条  
第一項各号」を「第二条第一項各号」に改め、「政令第三条第一項第四号八に掲げ  
る事業を行う法第二十一条第二項の規定により中小企業者とみなされる者」を削り、  
「第三条第三項各号」を「第二条第二項各号」に、「第二十一条第一項第二号八」を  
「第十五条第一項第三号八」に、「の用に供する」を「を行うのに必要な資金(」に、  
「設置(」を「整備(」に、「設置等」を「整備等」に改め、「資金」の下に「に限  
る。」を加える。

第三条中「法第二十三条」を「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第  
二十八条に、「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下  
「機構」という。）」に改め、「業務方法書」の下に「基づき機構」を加える。  
第十条中「設置等」を「整備等」に改め、「業務方法書」の下に「基づき機構」  
を加える。

第十一条(見出しを含む。)中「設置等」を「整備等」に改める。  
第十二条第二項中「の設置等」を「の整備等」に、「施設設置等完了届」を「施設

整備等完了届」に改める。

第十三条中「設置等」を「整備等」に改める。

第十五条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「設置等」を「整備等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 貸付決定者等は、政令第二条第一項各号（第一号を除く。）及び同条第二項各号に掲げる事業に係る共同化計画、協業化計画、経営改革計画、集団化計画、集積区域整備計画、経営基盤強化支援計画又は商店街整備等支援計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

別記第一の第二条中「設置」を「整備」に改める。

別記第一の第三条中「中27(パーセント)」を「中1(パーセント)」に改める。

別記第一の第五条（見出しを含む。）、第六条及び第七条中「設置」を「整備」に改める。

別記第一の第十二条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号、第三号及び第四号中「設置」を「整備」に改め、同条第三項中「集団化計画（集積区域整備計画、共同化計画、協業化計画、経営改革計画）」を「共同化計画（協業化計画、経営改革計画、集団化計画、集積区域整備計画）」に改め、「輸入卸売等流通合理化支援計画」を削る。

別記第一の注中「設置」を「整備」に改め、同注の表中「設置」を「整備」に、「設置等」を「整備等」に、「設置及び」を「整備及び」に改める。

別記第二の第一条第二項及び第二号様式の注の2中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「設置等」を「整備等」に、「設置」を「整備」に改める。

第六号様式の記の4中「設置等」を「整備等」に改める。

第七号様式の（その一）の注中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八号様式中「設置等」を「整備等」に、「設置」を「整備」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十一号

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例（平成十九年三月青森県条例第三十三号）の施行期日は、平成十九年六月二十日とする。

告 示

青森県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を平成十九年五月八日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（二・二・六十九号梨子木公園）

三 事業施行期間

平成十九年五月十六日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市売市四丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第四百十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果 同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡大間町大字奥戸字新釜二番地七 佐々木 明	奥戸
下北郡大間町大字奥戸字向町八六番地一 竹内 勝久	
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一八一番地 岡部 孝	

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟  
青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 清野守	共同不動産管理株式会社 青森市中央二丁目九の八 代表取締役 中島龍成	平成 十六年 五月

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ  
むつ市小川町二丁目四の八  
代表取締役 前田恵三外

四 届出年月日

平成十九年四月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年五月十六日から同年九月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年九月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語



監 事	川村 文雄	字熊野林後八九の六	〃
〃	梅津 昇	大字倉石中市字中市一五の〃	〃
〃	松坂 孝	字川原町西裏五の六四	〃
理 事	三浦富次郎	字沢向二二の八	〃
〃	白坂 晶敬	大字倉石中市字中市三三	一六・三三退任
〃	小渡 文雄	〃 字小渡二八	〃
〃	赤坂 榮治	大字倉石石沢字石沢六六の〃	〃
〃	小村 鉄雄	字愛宕丁一六	〃
〃	福村 清美	字観音堂五の一	〃
〃	三浦 亮一	字油出七	〃
〃	木村 正徳	字古館向三の五	〃
〃	川村 哲夫	字下新井田六四の二	〃
〃	川村 義弘	字蛭川村三〇	〃
〃	梅津 昇	大字倉石中市字中市一五の〃	〃
監 事	松坂 孝	字川原町西裏五の六四	〃
〃	三浦富次郎	字沢向二二の八	〃

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年五月十六日

西北地域県民局長 神 豊 勝

役員別	氏名	住 所	住所変更の年月日
理事	成田 守	旧住所 五所川原市松島町四丁目二 新住所 五所川原市大字漆川字袖掛一五五の四	平成一九・一・二四

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年五月十六日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良事業の名称	十八年災農地災害復旧事業 一〇一	事業を行う者	深 浦 町	工事完了年月日	平成一九・三・二〇
-----------	------------------	--------	-------	---------	-----------

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月十六日

青森県警察本部長 坂 明

一 物品等の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日  
契約の相手方の名称及び住所

コニカミノルタアイディーシステム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 七十一万九千九百三十三円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号及び第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月十六日

青森県警察本部長 坂 明

一 物品等の名称及び数量

運転免許証更新時講習資料 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

財団法人全日本交通安全協会

東京都千代田区九段南四丁目八の一三  
契約金額

一式当たり 二百四十二円五十五銭

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

青森市長島二丁目一番一号

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

青森市第一問屋町二丁目番七七号

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭